

『管理暫定値』の改定について

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会（全衛連）は、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断において、生体試料中の当該物質や代謝物量の検査を義務付けられている特定化学物質のばく露評価に資するため、管理暫定値を示してきました。

令和2年7月1日より、特定化学物質に関する健康診断項目が改正施行され、一次健康診断においてカドミウム、メチルイソブチルケトンについて生体試料中の当該物質の量の測定が必要となり、スチレンについては測定すべき代謝物が追加となったことから、別表のとおり改定を行います。

<全衛連管理暫定値の考え方>

特殊健康診断における当該物質の量や代謝物の量の検査は、有害物質の体内ばく露量を評価するために行っているもので、生物学的モニタリング検査とも呼ばれています。

全衛連労働衛生検査専門委員会が示す管理暫定値は、日本産業衛生学会等が示す許容濃度等やそのばく露に関する知見を踏まえ、許容濃度を超えるばく露の可能性についての目安を示したものです。当該ばく露による生体影響が出ているか否かの判定や、安全と危険の境界を判断するための基準値ではありません。

したがって、管理暫定値を超える結果を得た場合、判断する医師の対応としては次の事項が挙げられます。

- 1 ばく露実態を把握するため、作業環境の調査、個人ばく露モニタリングを実施する。
- 2 第二次健康診断の必要性の有無の参考とする。
- 3 管理暫定値を超えても、それだけで特定化学物質健康診断報告書に有所見として報告すべきではなく、他の検査結果と合わせて総合的に判断する。

なお、暫定値としているとおり、本提案はあくまでも厚生労働省あるいは日本産業衛生学会から代謝物量の評価について公式見解が示されるまでの間の当面の対応のためのものです。

令和2年7月20日

（公社）全国労働衛生団体連合会
労働衛生検査専門委員会
委員長 圓藤 吟史

別表

一次健診において代謝物測定に必要な特定化学物質に係る管理暫定値

特定化学物質 特別有機溶剤	検査対象代謝物	管理暫定値
インジウム	血清インジウムの量	3 µg/L
エチルベンゼン	尿中マンデル酸 (MA) の量	300 mg/L
オルト-トルイジン	尿中オルト-トルイジンの量	1 mg/L
カドミウム	血中カドミウムの量 (新規)	5 µg/L
3,3'-ジクロロ-4,4'- ジアミノジフェニルメタン (MOCA)	尿中 MOCA の量	50 µg/L
三酸化二アンチモン	尿中アンチモンの量	20 µg/L
スチレン	尿中 MA 及び フェニルグリオキシル酸の総量 (改訂)	430 mg/L
テトラクロロエチレン	尿中トリクロロ酢酸 (TCA) の量	3 mg/L
	尿中総三塩化物 (TTC) の量	3 mg/L
トリクロロエチレン	尿中トリクロロ酢酸 (TCA) の量	30 mg/L
	尿中総三塩化物 (TTC) の量	100 mg/L
メチルイソブチルケトン (MIBK)	尿中 MIBK の量 (新規)	1 mg/L